h)　安全面、技術面、運用面、経済面及び他の関連要素を考慮しつつ、周波数分配は可能な限り世界的規模（同一の業務、業務の分類及び周波数帯の制限）で行うべきであること。

以下を認め、

a)　増大するスペクトル要求を満たすため、固定衛星業務への追加分配を含めた、規制的な変更のために研究する必要があること。

b)　10-17GHzの周波数帯に分配された既存の一次業務にFSSシステムが必要以上の制約を与えないようにすることが重要であること。

c)　付録第30A号の14.5-14.8GHzの周波数帯の第一地域及び第三地域のBSSフィーダリンクプランの中に、アフリカ、中東及びアジア太平洋の22か国用の割当てがあること。

d)　付録第30A号の第４条が問題なく適用された後に、新しい割当てを付録第30A号の第一地域及び第三地域の割当てリストに追加することができること。

e)　付録第30B号の12.75-13.25GHzの周波数帯におけるプランとリストにはFSS（地球から宇宙）への区域分配と割当てがあること。

f)　上記の付録第30B号の地球から宇宙方向のリストは、付録第30B号の第６条及び第７条の手続を用いて更に開発できるであろうこと。

g)　付録第30号の第一地域及び第三地域BSS計画の11.7-12.5GHzの周波数帯には割当てがなされていること。

h)　プラン又はリストのいずれかのうち、上記の区域分配又は割当ての送信地球局又は受信地球局は、場合により、付随する衛星通信網の業務区域内の任意の地点に配置することができること。

以下を更に認め、

a)　13.25-13.75GHzの周波数帯は地球探査衛星業務（能動）に一次的基礎で分配されていること。

b)　13.25-13.75GHzの周波数帯における散乱計、高度計及び降雨レーダーの３種類の能動センサを持ったEESS（能動）は、長年この帯域で運用されてきたこと。EESS（能動）のリモートセンシングシステムは、自然災害防止を目的に、後方散乱のエコー・モードにより気象、水、気候変動及び類似の緊急事態を監視するために用いられるが、FSS（アップリンク）により生ずる混信に妨害される可能性があること。

c)　現在、EESS（能動）は少数の国により運用されているに過ぎないが、測定は世界的規模で行われ、リモートセンシングデータと関連する分析結果は全世界に配布利用され、国際社会の便益に供されていること。

d)　EESS（能動）システムは人命と自然資源の保護に極めて重要であること。EESS（能動）システムの13.25-13.75GHzの周波数帯での運用に不当な制約が及ばないよう、保護することが必要であること。

e)　第5.340号が適用される15.35-15.4GHzの周波数帯は、地球探査衛星（能動）、宇宙研究（能動）及び電波天文業務に分配されていること。

f)　13.75-14GHzの周波数帯が固定衛星業務と無線標定業務に一次的基礎で分配されていること、また、地球探査衛星（能動）、宇宙研究（能動）及び標準周波数及び時刻信号衛星（地球から衛星）業務が二次的基礎で分配されていること、更に、第5.502号、第5.503号と決議第144（WRC-07、改）がこの帯域で適用されること。

以下を決議し、

1　WRC-15に向けて以下を完了させること。

ｉ）　既存の一次業務を保護しつつ、共用及び両立性の研究を考慮して、既存の固定衛星業務の分配に隣接する（ほぼ隣接する）周波数範囲に特に焦点を当てて、第一地域の10-17GHzの周波数帯で両方向の250MHzの固定衛星業務への新たな一次分配に関する可能性のある帯域の研究

ⅱ）　10-17GHzの周波数帯域の既存の一次業務を保護しつつ、共用及び両立性の研究を考慮して、第5.502号、第5.503号及び決議第144（WRC-07、改）を除いた規則上の規定の見直しにより、両方向の固定衛星業務への既存の分配を利用する検討を含めた研究

2　14.5-14.8 GHzの周波数帯の使用が検討される場合は、状況によって、付録第30A号のプラン及びリストに関して、これら帯域の完全な状態と適切な保護が確保されるよう、特に以下を考慮しつつ、適切な対策を講じなければならないこと。

ｉ）　状況によって、付録第30A号の通信網と新しい固定衛星業務による帯域の利用との間の所要調整手続

ⅱ）　当該業務区域内の任意の場所に設置可能とするための付録第30A号のプランとリストの送信地球局の必要性

ⅲ）　場合により、付録第30A号のプラン及びリストの割当てを固定衛星業務による帯域の新しい利用から適切に保護する必要性

3　11.7-12.5GHzの周波数帯は検討から除外すべきこと。ただし、第一地域の11.7-12.5GHzの周波数帯の使用が検討される場合は、状況に応じ、付録第30A号のプラン及びリストに関して、これら帯域の完全な状態と適切な保護が確保されるよう、特に以下を考慮して適切な対策を講じなければならないこと。

ｉ）　場合により、付録第30A号の通信網と固定衛星業務による帯域の新しい利用との間の所要調整手続

ⅱ）　付録第30A号のプランとリストの受信地球局を当該業務区域内の任意の場所に設置可能とすることの必要性

ⅲ）　場合により、付録第30A号のプランとリストの割当てを、固定衛星業務による帯域の新しい利用から適切に保護する必要性

4　12.75-13.25GHzの周波数帯は、本決議で規定する研究から除外されること。

5　WRC-15が上記研究の結果を検討し、適切な措置を執ること。

以下をITU-Rに要請し、

WRC-15が研究結果を検討し適切な措置を執るために、決議事項１、２、３及び４を考慮して、本件の技術的（必要な計算と基準を含む。）、運用上及び規制上の課題を緊急に研究すること。

以下を主管庁に要請する。

寄与文書を提出しITU-Rの研究に参加すること。

追　　決議第152（WRC-12）　第二地域及び第三地域の13GHzから17GHzまでの間の周波数帯に